

第 8 8 1 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 6 月 1 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 高橋教育長, 伊藤委員, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育監兼教育次長, 志子田参事兼総務課長, 伊藤教育企画室長,
沼倉福利課副参事兼課長補佐, 山本教職員課長, 清元参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長,
岡高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,
新妻生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 8 0 回教育委員会会議録の承認について

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 8 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

教 育 長 遠藤委員及び齋藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第 1 号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

第 2 号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

第 3 号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

教 育 長 7 議事の各号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。
なお, 秘密会とする各号議案については, 1 0 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 平成 2 9 年度使用教科用図書採択基準等について

(説明者: 鈴木教育監)

「平成 2 9 年度使用教科用図書採択基準等について」御説明申し上げる。

資料は, 1 ページから 4 ページである。また, 別冊資料として 1 冊配付している。

はじめに, 資料 1 ページを御覧願いたい。

「特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書(一般図書)」は毎年採択をしている。

これまでの経緯については, 2 の (2) のとおり, 本年 4 月 2 7 日に教科用図書選定審議会に対して「特別支援学校及び特別支援学級において, 平成 2 9 年度に使用する教科用図書(学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)附則第 9 条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する

る事項」について諮問したところ、6月1日に審議会委員長から資料2ページのとおり答申があった。

この答申を受けて、答申内容どおり採択基準及び選定資料を定めたものである。

次に、資料3ページを御覧願いたい。県内の公立学校で使用する教科書の採択について県教育委員会としての基本的な方針を示している。この基本方針は、昨年度定めたもので、この方針に基づいて、採択基準を作成している。

次に、資料4ページを御覧願いたい。

平成29年度に特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書を採択する際の基準を「1」から「4」で示している。

別冊資料は、特別支援学校・特別支援学級用の選定資料であり、具体的に教科用図書を採択する際の参考とするため、それぞれの図書の特徴等について採択基準をもとにまとめたものである。

答申を受けて決定したこれらの採択基準等については、市町村教育委員会及び採択地区協議会、県立特別支援学校及び国立大学法人の各学校等に対し6月6日付けで通知し、公正かつ適正な採択事務について指導・助言を行うとともに、採択地区の担当者への説明会を開催しているところである。

なお、平成29年度に使用する教科用図書は、各学校及び採択地区ごとに協議や調査研究が行われ、8月31日までに採択されることとなっている。

県立特別支援学校においては、学校ごとに協議や調査研究を行い、7月25日の教科用図書採択検討会議において、採択案を作成し、8月の県教育委員会に報告し、採択することになる。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長 報道等により教科書採択については、いろいろと指摘もされているので、来年度の教科書採択に向けて採択事務処理が、学校現場等で公正かつ適正に行われるよう周知徹底をお願いする。

(2)「宮城県公立高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願について

(説明者：鈴木教育監)

本年5月27日付けで宮城県教職員組合から提出された「宮城県公立高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願」に関し、その内容及び対応について、御説明申し上げる。

資料は、5ページ及び別冊である。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。

この請願は、「公立高等学校入学者選抜試験は、1回の実施にすること」と「入試事務についての改善」を求めるものである。

請願事項1「公立高校入学者選抜試験は、1回の実施にすること」については、現在実施している入試制度について、中学生、高校生、保護者、一般県民等を対象とした県民意識調査の結果や、県内各地で開催した意見聴取会での議論を踏まえ、入学者選抜審議会において専門委員による小委員会を設置した上で様々な角度から綿密に検討を加え、その結果として決定し、ここまで4回の実施を終えたところである。

この間、現行入試制度の実施状況を入学者選抜審議会に報告し、検証をしていただき、概ね改正のねらいに沿った効果が現れているという評価をいただいている。

県教育委員会では、今後も入学者選抜審議会において、現行入試制度の検証をしていただきながら、さらに公平・公正な入試制度の研究に取り組んでまいりたいと考えている。

次に、請願事項2「入試事務について、別紙アンケート結果をもとに改善すること。とりわけ以下の点については早急に検討すること」①「出願は本人が行うようにすること。」、②「合格通知は本人受領とすること。」についてであるが、高校入試は、中学校、高等学校の双方の教員が、保護者の協力も得ながら、それぞれの立場で万全を期し、確実に行われるべきものであり、このような観点から、現在の方法を継続すべきと考えている。

最後に、請願事項2③「受験票や合格通知の発送にかかる費用は高校側が負担すること。」についてであります。前期選抜において、すべての中学校が用意するものとして、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付

した受験票等送付用封筒，結果通知用封筒がある。

これらについては，受益者負担の観点から中学校側において負担することが妥当であると考えているが，今後も高校入試における事務処理の工夫改善を行いながら，さらに検討を加えてまいる。

請願者に対しては，以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については，以上である。

(質 疑)

高 橋 教 育 長 請願者に対しては，ただいま説明のあった内容で回答するということとする。

(3) 東日本大震災の学校と児童生徒の被害に関する請願について

(説明者：鈴木教育監)

本年3月22日付けで宮城県教職員組合から提出された請願に関し，その内容及び対応について，御報告申し上げます。

資料は，6ページである。

この請願の内容について，震災当時の詳細情報など8項目について調査・公表し，それらの事項を盛り込んだ「みやぎ学校安全基本指針」の改訂を行い，全教職員に配付することを求めるものである。

「みやぎ学校安全基本指針」については，学校教育に甚大な被害をもたらした今回の大震災の結果から，二度と同じような犠牲者を出さないという決意をもって，これまでの防災教育のあり方を見直し，一日も早く学校における災害への備え等をしなければならぬという考えの下に策定したものである。

そのため，「基本指針」に掲載したデータや資料は，策定時点で事実として確認できたものを使用しており，そこから抽出された多くの教訓を踏まえて，学校現場ですぐに活用できる取組方針をとりまとめたものである。

データについては，その後詳細が判明し，修正すべきものについては修正を加え，その都度，県教育委員会のホームページに掲載するなどして周知してきたところである。また，氏名等の個人情報については，公表すべきでないと考えており，そのような基本的な認識の下に県教育委員会のホームページ等で公表してきたところである。したがって，現時点において請願にあるような再調査や「基本指針」の改訂を行うことは考えていないところである。

請願者に対しては，以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については，以上である。

(質 疑)

高 橋 教 育 長 請願者に対しては，ただいま説明のあった内容で回答するということとする。

10 専決処分報告

(1) 第356回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：西村教育次長)

第356回宮城県議会議案に対する意見について，御報告申し上げます。

資料は1ページから6ページである。

はじめに，資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により，6月2日付けで知事から意見を求められたので，まずは，その内容について御説明申し上げます。

「予算議案」について，資料3ページの「第356回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが，一般会計歳出予算のうち，教育庁関係分として，839万3千円を増額計上しようとするものである。

「2 事業の概要」であるが，熊本地震への対応として，児童生徒の心のケアなどに携わる教育関係職員の派遣を行うものであり，これに要する経費である。

次に，「3 債務負担行為」であるが，県美術館の企画展開催に係る負担金などについて，必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」のうち条例議案であるが、議第171号議案「黒川郡富谷町を富谷市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例」は、黒川郡富谷町を富谷市とすることに伴い所要の改正を行おうとするもの、議第183号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を平成29年度まで延長するため所要の改正を行おうとするもの、議第184号議案「自然の家条例の一部を改正する条例」は、宮城県松島自然の家の使用料等について所要の改正を行おうとするものである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。

条例外議案であるが、議第189号議案「財産の処分について」は、旧宮城県米山高等学校用地を登米市へ売却処分することについて、議第197号議案及び議第198号議案、資料6ページに移り、議第199号議案「工事請負契約の締結について」は、宮城県農業高等学校校舎等災害復旧工事の請負契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。議第204号議案及び議第205号議案「専決処分の承認を求めることについて」は、損害賠償請求等に関する調停事件について、仙台簡易裁判所から提示のあった調停案の受諾及び損害賠償の額の決定に関し、平成28年3月16日及び同年3月31日に地方自治法の定めるところにより知事が専決処分したことについて、議会の承認を求めようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月6日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 竹 委 員

資料3ページの「2 事業の概要」について、熊本地震に対する職員の派遣に要する経費として、派遣期間が平成28年5月12日から平成29年3月31日とある。実際のところ熊本の方々からは、震災で様々な経験をしている宮城県から、児童生徒の心のケアに来てもらう事に対しては、何よりもありがたいという話を伺っている。現時点では年度内中の派遣ということであると思うが、継続を鑑みた上で、宮城県でも力になれるところは非常に多いと思う。本県では全国から世界中から御支援をいただいております、力になれる所は恩返しのつもりで、延長も含めて検討いただきたい。

現在は何名の方が派遣されているのか。

西 村 次 長

職員派遣について、詳しく御説明すると、はじめに全国知事会を通じて熊本県から要請があり、平成28年5月12日から22日まで本庁職員2名を熊本県内の小学校に派遣を行った。その後、5月23日から6月3日まで本庁職員と県立学校職員1名ずつを派遣している。

その後、文部科学省を通じて熊本県から長期にわたる派遣要請があり、6月6日から来年3月31日まで、自治法派遣という形で熊本県内の小中学校に派遣することとしている。内訳としては、6月6日から3月31日までの教諭1名と、6月6日から10月31日まで、11月1日から3月31日までの養護教諭が1名ずつおり、延べ人数では3名の派遣を予定している。

委員御指摘のとおり、今後については宮城県として東日本大震災の際、全国から多大なる支援を受けたということもあり、支援要請にこたえてまいりたいと考えている。今回は補正予算ということで年度内としているが、来年度以降については、そうした要請があれば、来年度予算等に計上してまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員

未だに地震が続いている中で、どれだけ子どもたちが不安の中で生活しているかと思うと心が痛む。私たちの中にも、まだ震災の傷が癒えていない方が沢山いる中で、経験したからこそできる事はあると思うので、今後の継続も含めて、宮城県教育委員会としても支援に力を入れていただきたい。

1 1 課長等報告

(1) 第3回宮城県教育振興審議会の開催概要について

(説明者：教育企画室長)

第3回宮城県教育振興審議会の開催概要について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから7ページである。

第2期宮城県教育振興基本計画の策定に向けて、5月20日に「第3回宮城県教育振興審議会」が開催されたものである。

出席者は、別添出席者名簿のとおり20名中、17名の出席であり、会議の冒頭、御退職に伴い委員を辞任された2名の方に替わり、新たに就任された方への委嘱状交付が行われた。

議事は、「第2期宮城県教育振興基本計画素案について」であり、事務局から、資料1、2及び参考資料により、全体の体系や主な論点について説明を行った後、意見交換を行ったところである。

主な意見について、資料の「5 主な意見」を御覧願いたい。

はじめに、(1)「計画全体の体系」に関する意見については、数値目標の設定がこれから重要なポイントになる、系列化されたことによりどこが責任を持って行うのが設定しやすい作りになっている、といった御意見をいただいたところである。

次に、資料2ページを御覧願いたい。

(2)「5つの目標と10の基本方向」のうち、<目標1>の「基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成」に関する意見については、「互いに尊重しあう心」というところを打ち出したらどうか、などの御意見をいただいたところである。

次に、「基本方向2：健やかな体の育成」に関する意見については、食育の推進というところに、家庭に向けて食の大切さに関する情報発信をしていくといったようなところを付け加えると、実効性のあるものになる、などの御意見をいただいたところである。

次に、<目標2>の「基本方向3：確かな学力の育成」に関する意見については、外国語指導助手の十分な配置が難しければ、ビデオ学習を推進してはどうか、といった御意見や、ICT教育の推進は、子どもたちの情報活用能力を高めるという観点で推進し、検証も必要である、などの御意見をいただいたところである。

次に、資料3ページを御覧願いたい。

「基本方向4：幼児教育の充実」に関する意見については、もっと親や家庭がどうするのかという部分までここで踏み込むのかどうか、連携という言葉があるが連携以前の問題があるように感じている、といった御意見や、教育というものを付けた時に、家庭で幼児の教育をしろという話を行政が言っているのかという誤解を受けることになる、などの御意見をいただいたところである。

次に、「基本方向5：特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」に関する意見については、文科省から出された「カルテという概念」についてや、合理的配慮という文言は、これから10年後に向けて非常に重要なキーワードになる、といった御意見をいただいたところである。

次に、<目標3>の「基本方向6：郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」に関する意見については、震災の体験を意義付けていく、そこからの学びを強さに変えていくような観点、といった御意見や、資料4ページになるが、世の中の流れや将来的にどういう職業人として世の中に貢献していくのが良いのかということを考えながら教育していく必要がある、などの御意見をいただいたところである。

次に、「基本方向7：命を守る力と共に支え合う心の育成」に関する意見については、社会をもっと柔軟で強いものにするというように、そういう意識を持てるような子どもや大人になって欲しいという願いを項目として加えてはどうか、などの御意見をいただいたところである。

次に、<目標4>の「基本方向8：安心して学べる教育環境づくり」に関する意見については、総合的な子どもの貧困対策についても、保健福祉部門と教育部門との連携という文言が入ると、とても充実したものになるといった御意見や、今、学校ははじめや不登校などの問題で疲れきっていると感じるので教職員の意欲を向上させる部分について何か重点的に取り組むことはできないか、さらには、子どもたちの育ちや心の様子、子どもたちの社会というところに深い認識を持って、そういうものも含めた教員の資質能力というよ

うな文言、指導の上で必要な前提になる情報面でのサポートも重要である、などの御意見をいただいたところである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。

「基本方向9：家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり」に関する意見については、地域と学校だけではなく、家庭と学校の良い関係について、放課後における子どもたちの居場所の整備だけではなく、充実や支援という考え、さらには、厳しい環境の中で仕事をされている方、特に母親を支える観点が入ることで、教育の中で男女共同参画を可能にするような教育体系でもあると言えると思うと広がりや深みも出てくる、などの御意見をいただいたところである。

最後に、＜目標5＞の「基本方向10：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」に関する意見については、障害者スポーツという限定はせずに、どなたでもできるスポーツという概念でアダプテッドという方が、これから先を見据えると適切ではないか、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」なのか、「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」といった文言の方が良いのか、何を最初に持ってくるかということを考えてみてはどうか、といった御意見や、文化財の保護と活用については、基本方向6の「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」のところ、特に活用の部分を強調してはどうか、などの御意見をいただいたところである。

以上のとおり、素案としてお示しした5つの目標、10の基本方向の全般にわたり、様々な観点からの御意見、御提言をいただいている。

あわせて、現在、地域における教育の現状や課題の把握などを行うため、県内7つの圏域において意見交換会を実施しているが、既に5つの圏域（仙南・仙台・東部・登米・気仙沼本吉）において開催し、様々な御意見をいただいたところである。

今週末には残り2つの圏域（大崎・栗原）で開催する予定であり、これらの御意見等も踏まえながら中間案について検討してまいる。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

佐 竹 委 員

細かな部分にまで気付いていただいていると思う。例えば「互いに尊重しあう心」や「障害者スポーツという限定はせずに」等、素晴らしい御意見をいただいていると思う。

今月、県内7つの圏域で意見交換会があり、私は気仙沼、仙台、仙南に出席したが、それぞれの観点からの色々な意見を聞くことができ、大変有効であると考えている。

机上の計画ではなく現場の方々の御意見を反映して、生きたものにするという意味では、今回の審議会委員の皆様からの御意見もそうであるが、圏域別での御意見も参考にした上で、これからの10年間に向けて、新たな一歩が踏み出せるような方針を立ち上げていければ良いと思う。

最初に基本計画を立てる際、「志教育」というネーミングで大変良いと圏域別の意見交換会でも言っていただき大変ありがたかった。「志教育」に決定するまでは、「瞳輝く」というキーワードで宮城県全体の人たちが輝けるような、皆の瞳が輝くような宮城県にしたいという観点から始まっている。だからこそ、志を高く持とうと「志教育」に決まった経緯がある。

色々あったネーミングの中で最後まで残ったのは、「瞳輝く」や「学ぶ土台づくり」などであった。輝く瞳が持続できるような未来を作っていくとの考えから、皆で考案したものであり、これはずっと変わらないものなので、県民全体で基本方針を作っていく、子どもたちだけではなく、生涯学習の面でも皆が元気になれるような基本計画が出来れば良いと思う。

伊 藤 委 員

審議会委員の方々は、それぞれ色々な分野を代表されている方々なので、これからの10年間に向けた建設的なそれぞれの立場での御意見をいただいたと思う。

いずれも重要な御意見であり、特に、資料3ページの「基本方向4：幼児教育の充実」はとても重要であると思う。これから小学校、中学校、高校へと進学していく「幼児教

育の充実」との視点ということでは、家庭の役割は大変重要ではないかと考えている。

この基本方向4以外にも、家庭に関する御意見が数多く出されているので、取りまとめに当たっては、家庭の役割をどう表現を工夫しながら集約していくのが、大切な部分ではないかと思う。あまりそこにウエイトを置きすぎても誤解を招くので、そこを工夫しながらまとめていただきたい。

遠藤委員

私はこの意見交換会に参加して、地域によってもこの計画に対する意見は違うと受け取っていたし、いろいろな御意見を伺って感じたのは、学校、家庭、地域の連携と言われるが、孤立している家庭があるのではないかとの思いで聞いていた。

かつては、大家族でおじいちゃん、おばあちゃんに良くも悪くも子どもの教育について、いろいろ言われて過ごしている家庭が多かったと思うが、現在は核家族で両親共に働いている中で、子どもの教育についてはおじいちゃん、おばあちゃんの考えによらず、自分で何とかしようとするお母さんが多いのではないかと思う。そういう家庭に対してどのような支援をするのかとの観点があっても良いのではないかと思う。

ただ今、伊藤委員から幼児教育の充実について話があったが、幼児だけではなく、低学年の子どもにとっても、お父さんお母さんをどのように支えて行くのかとの視点が必要であると感じた。障害の有無についても同じである。

もう1点、県の教育行政は様々な事業を行っているが、教育行政に対する認識としては、意外と伝わっていない部分があるのではないかと思う。例えば、学校図書室の図書費を増やしてほしいとの御意見もでたが、図書費は国の地方交付税で措置されるため、県教委が個別に差配できる問題ではないとの思いで話を聞いていた。そうした部分も市町村教育委員会ができる事もあると思うので、そうした整理の必要な要望もかなりあったと思う。県教委が行っている事をもう少し具体的に理解していただく活動も必要ではないかと思う。

奈須野委員

審議会では専門の方から、適切な御意見をいただいていると思う。

基本方向9「(2) 地域と学校の新たな連携・協働を推進する仕組みづくり」に関連して1点申し上げる。

現在、地方では人口減による学校の統廃合が進み、1つの学校が抱える地域が大きくなり、地域コミュニティの枠が非常に大きくなっている地域が地方には増えている。

そうした状況を踏まえて、自分の住んでいる地域の学校が無くなり、隣接する地区の学校に通っている子どもがいる地域住民が、地域コミュニティをどのように捉えるのかということも検証しなければならない。この問題に関しては、今回の計画策定の中で進めなければならない時期にきていると思うので、そうした部分もこの審議会の中に提案していただきながら、基本計画を策定していただきたいと思う。

齋藤委員

全体的な構想を見ると、本当にいろいろな所に目を配っていただいた基本計画であると思うが、裏返して見ると全部同じ重みに見えてしまう。全部重要であるが、それぞれどこに大人が関わっているのか、自分に引き寄せた読み方をしていただけるような提案をしていただきたい。

極端に言えば、学校の事についてはやはり学校でとなるが、学校は同世代が集まっている世界で、実は10年経って周りを見ても同世代ばかりである。保護者会に行っても同世代がいる。実際は、このように構成メンバーは替わらずに年代を重ねていくのが社会の構図になっているという事を、子どもたちは気付かずに過ごしていく。

この教育の地域に関しても、周辺の様々なことに関しても、同世代が社会を作っていくこととなる。年代はそれぞれいると思うが、周りを見渡したときに自分に関わりのある人は学校時代からずっと同じである。皆さん振り返ってみると分かると思う。いくつか年を重ねたときに周りを見ると、学校時代の同じ世代が社会を作っているということに気付く。それが教育という社会の成り立ちのような気がするので、掲げた基本計画の

どこに社会や大人、自分が深く関わっているのか、他人事ではなく自分の事として引き寄せて読んでいただけるような基本計画の提案の仕方が出来たら良いと思う。

高橋教育長

本日いただいたいろいろな御意見も踏まえ、また圏域別の意見交換会での御意見、さらに審議会での様々な御意見を事務局で咀嚼して、中間案に向けて取りまとめをお願いします。

(2)「算数チャレンジ大会(算チャレ)2016」の開催について

(説明者：義務教育課長)

「算数チャレンジ大会(算チャレ)2016」について、御説明申し上げます。

資料は、8ページから9ページ及び募集要項である。

はじめに、資料8ページを御覧願いたい。

この大会は、昨年度から開催したものであり今年度で2回目となる。昨年度の第1回大会には、〈参考〉の記載のとおり、予選に、県内各小学校から三人一組で189チーム、合計564人の児童が参加した。

その中から、本選へは26チーム78人の児童が進み、大河原小学校チームが、見事、初代チャンピオンに輝いた。

本選当日には、教育委員の皆様にも会場へお越しいただき、当日は、静かな中にも問題に取り組む児童一人一人の真剣さに加え、チームで力を合わせて問題解決に当たる熱気が会場に満ちており、大変素晴らしい大会となった。

さて、今年度の概要について、御説明申し上げます。

「1ねらい」から「4会場」については、記載のとおりである。

なお、予選への出場予定チームについては、昨年度は各学校から概ね1チームの参加としていたが、今年度については、出場希望がある学校や児童に対しては、その希望を可能な限り叶えたいということに加え、より多くの児童に算数を学ぶ楽しさや有用感を実感させるとともに、ひいては算数の学力向上につなげたいという考えから、会場の収容能力を最大限に生かし、昨年度より多い303チーム、約900人へと拡大している。

本選は、9月10日に県庁講堂で開催する予定である。

今年度も、ぜひ、教育委員の皆様にも会場へお越しいただき、子ども達が一生懸命に取り組む姿に対して、静かな中にも熱い声援を送っていただきたい。

なお、別紙として、大会の募集要項を添えている。現在、7月1日を期限に各学校において参加申込を受け付けている。

本件については、以上である。

(質疑)

伊藤委員

昨年と比べて、チーム数、児童数が大変増えているので嬉しく思う。

課長の説明の中で、有用感という表現が使われたが、子どもが成長する過程において、子どもが本当に自分で有用感を感じるためには、周りから褒めることも大切であるが、新しい課題に挑戦して達成したときに、自分の内面から実感することが自己肯定感、自己有用感に繋がっていくと思う。

課長から説明のあった有用感づくりは大変重要であると思う。そうした視点から、子どもたちが自ら取り組んで、これまで出来なかったことが出来るようになった、あるいは達成感を自ら感じることで、将来大きな成長を感じられると思うので、是非この大会の成功を導いていただきたい。

佐竹委員

今年度もこの大会が開催されることは大変喜ばしいことである。

昨年は本選に参加させていただいたが、参加した子どもたちだけではなく、その子どもたちを支える学校全体が盛り上がるという、良い相乗効果があることが分かった。

得点により競うため上位3チームを決めることとなるが、2位、3位であった学校では、次こそは1位を目指して盛り上がると思う。たとえ上位に入賞しなくても、本選に

出場しただけでもすごいことであると思う。

900人もの児童が参加するとは素晴らしい意識であると思う。出場した学校では、上級生がこのような活躍をしたと言うと、1年生の時から自分もそういう風になりたいとの目標にもなり、県全体が盛り上がっていくと思う。今年度も開催されるのは大変楽しみであり嬉しく思う。来年度以降も是非、継続していただきたい。

(3) 平成28年3月高等学校卒業者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成28年3月高等学校卒業者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料は、10ページである。

「平成28年3月末」の欄を御覧願いたい。

この春卒業した本県高校生の就職内定率は、99.0%で、全国平均を1.3ポイント、前年度を0.1ポイント、それぞれ上回り、記録のある平成元年度からの調査結果では、過去最高となった。

各学校では、就職未内定のまま卒業した生徒についても、引き続き内定が得られるまで就職支援を続けているところであり、4月末の時点では就職内定率は99.5%になっている。

今後も、個別に連絡を取りながら、求人情報の提供や関係機関による各種の支援事業について情報提供するなど、就職希望者の内定実現に向けて、支援を続けてまいります。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 竹 委 員

素晴らしい功績であると思う。就職内定率100%を達成している学科や地域別もあり大変素晴らしいと思うが、現在は就職後の離職率が非常に問題視されている。

そうした点では、先日開催された圏域別意見交換会での、企業の方からの話しが大変心に残った。子どもたちの離職率が高いという事はあるが、企業側からすると、社会に通用し自分達の企業で活躍してくれる子どもたちを育てていきたいと考えており、それが上手く高校にも伝わるといいなどのお話をいただいた。

就職率が100%であっても、半数が1年や2年で離職してしまうという点は非常に問題であるが、本人が将来を見据えて自分は何になりたいか、何をやりたいかをしっかりと考えた上であれば、別の仕事に転職することも良いと思う。

以前はキャリア教育を大きく掲げていたが、企業側の意志や意欲もぜひ子どもたちにきちんと伝えていき、コミュニケーションをとりながら、就職を内定していくことが大事であると思う。学校内においても、高校を卒業した子どもたちは嘱望されていると伝えて、志高く就職につなげていただく指導と情報発信をしていただきたいと思う。

遠 藤 委 員

企業で活躍できる人材育成の話があったが、これだけ高い就職内定率はとても良いことである。しかしながら、やはり離職率の高さが気になる場所である。就職した子どもたちに対するフォローはどの程度行われているのか。

学校生活とは違った時間で1日を過ごす事に、慣れていない子ども達が多いと思う。中学校での職場体験や高校でのインターンシップなどで、いろいろな職場を見ていると思うが、実際に賃金を貰って働くことになると、いろいろと予想外のことが起きると思う。そうしたことを誰がどこでフォローしてあげるのかを考えておく必要がある。高校では卒業後、どの程度見ているのか伺いたい。

高 校 教 育 課 長

就職した生徒については、定着指導として就職担当者が各職場を訪問して、仕事の内容や仕事ぶりなどを、本人から聞いたり、企業から聞いたりしている。また、各学校には就職支援員が配置されているので、生徒が学校に相談に来た場合は対応することとしている。

遠 藤 委 員

そうした指導・支援は、就職してからどの位の期間行っているのか。

高 校 教 育 課 長

卒業した初年度については、1年を通して続けている。

- 遠藤委員 これは特別支援教育についても同様のことが言えると思う。以前、クリーニング屋さん就職した生徒がいたが、クリーニング業界はかなり厳しい状況で、外国人が主に働いているため、職場内で仲間と会話することも少なく、立ち仕事でどこにも相談するところがないため、2年位で辞めたという生徒がいた。
- 当時、この生徒には学校で相談に乗ってくれるよと話をしたが、卒業した生徒にとっては、就職してしまうと学校とは切れていると思い、悩みを抱えたり、問題が起きた時に相談する場所がないと考えていたという。こうしたケースも多いのではないかと思う。そうしたことも踏まえて、何かあったら学校に相談できるということを、高校3年の在学中に伝えておくことも必要なのではないかと思う。
- 学校の紹介により最初に就職した会社は、条件面などでもやはり一番良い会社であると思う。そこを辞めてしまうと、それ以上の会社に再就職するという事は、現実的にはなかなか難しいと思う。そうした部分については、これまでも慎重に進路指導されていると思うが、フォローをもう少し手厚くしてもらえると良いのではないかと思う。
- 佐竹委員 ただ今の遠藤委員の話に関連して伺いたい。
- 就職してから学校の就職相談窓口には、どの位の卒業生が相談に来ているのか。
- 私の知っている子どもたちは、就職のことで悩みがあっても学校に相談に行くという意識が薄い。
- 高校教育課長 はっきりとした統計データはないが、私が学校現場にいた時には、卒業生が進路相談室に相談に来るケースは結構あった。
- 佐竹委員 ということは高校を卒業した後も、就職して困った事があれば学校に相談に来なさいという指導はしているということか。
- 高校教育課長 卒業する際にそのように指導している。
- 佐竹委員 相談するよう聞いていても、卒業してしまうと、どうしても敷居が高くなってしまふのだろう。恐らくせつかく就職先を紹介してもらったのにと考えると、なかなか相談に行けない子どももいると思うので、そうした時の相談窓口がきちんとあって、気軽に行っても良いと周知していただければと思う。
- 県には色々な相談窓口があり、教育相談の窓口もあるが、それぞれの窓口では卒業後もそうした窓口を開いていることを把握していないところもあると思うので、周知していただければ良いと思う。
- 高校教育課長 卒業する際、卒業生には仕事応援カードを作って配付している。もしも仕事で困った時にはこちらの方に相談するようにとの窓口の案内も行っている。
- 高橋教育長 高校側としては卒業して進路を達成するよう、在校生の指導が最優先になると思うが、卒業後のフォローについても、さらに周知をして気軽に相談に戻って来られるような関係性を作った上で、卒業させていくことが大事であると思う。改めて委員の皆様からも意見があったので、そうした取組をさらに進めるようによろしく願います。

(4) 平成29年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者：高校教育課長)

「平成29年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」御説明申し上げます。

資料は、11ページから12ページである。

はじめに資料11ページを御覧願いたい。

「Ⅰ 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告したとおり、既に公表済である。

「Ⅱ 入学者選抜概要」であるが、「[1] 募集」の「1 出願資格」については、宮城県内に居住、又は居住見込みの者とし、「2 募集定員」については、105名としている。

また、「[2] 出願の手続」については、記載のとおりである。

次に、資料12ページを御覧願いたい。

「[3] 適性検査」の「2 検査の方法」であるが、検査は、総合問題、作文及び面接とし、総合問題の検査時間は60分としている。

検査問題の作成方針については資料のとおりである。

「[5] 選抜に関する日程」については、適性検査は平成29年1月7日に実施し、選抜結果については平成29年1月13日午後4時に本人及び在籍小学校に発送することとしている。

なお、この概要に基づいた入学者選抜要項については、8月末までに完成させ、9月下旬には配付する予定である。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(5) 宮城第一高等学校第二グラウンド整備に係る用地取得について

(説明者：施設整備課長)

「宮城第一高等学校第二グラウンド整備に係る用地取得について」御報告申し上げる。

資料は、13ページである。

今回の用地取得については、学校の敷地が狭く、運動場が不足している宮城第一高等学校第二グラウンド整備のための用地として、未利用となった国有地を取得するものである。

「1 用地取得の概要」について、所在地は仙台市青葉区角五郎二丁目235番3で、現校舎から南西に近隣の場所である。面積は6,202.29平方メートルで、契約額は6億3千9百万円である。契約締結日は平成28年6月2日、相手方は東北財務局長である。

次に、宮城第一高等学校の現況であるが、学校の運動場は1万3,524平方メートルと、仙台地区の同規模校の平均3万4千平方メートルと比べて、かなり狭小となっている。旧第一女子高等学校時代から活動場所の不足が指摘されており、加えて、平成20年度の男女共学化の際に男子の体育種目としての整備も必要となり、図のとおり、現在まで美術館の敷地の一部を借り受けてテニスコートに改修し使用している。また、サッカー部の練習場所として、仙台市の牛越緑地運動公園を一部借用しており、休日の活動場所としては宮城野高等学校の運動場の一部を借り受けている。本校舎や体育館は建築年数も経過しているため老朽化しており、建て替え計画に合わせて何とか凌いできた状況である。

こうした中、一昨年、学校の近隣に東北財務局所管の用地が処分対象財産として公表されたことから、学校周辺でまとまった土地を取得できる数少ない機会であると判断し、関係課との協議を経て取得要望書を提出したところ、平成27年6月3日の国有財産東北地方審議会において、売却が相当との答申をいただいたものである。

これを受けて教育庁では、平成27年度の補正予算対応で不動産鑑定評価業務を行い、土地購入に要する費用を平成28年度当初予算要求に計上し、承認をいただいた上で、今回の用地取得に至ったものである。

次に今後の予定について、平成28年6月21日までに売買代金を納付し、納付が完了した時点で県に所有権が移転することとなる。

その後、平成28年度中に設計に着手し、老朽化した本校舎・体育館の建て替え計画と合わせて取得した用地をフルに活用し、早期の整備を目指すこととしている。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員 休日に宮城野高校に女子サッカー部が仙石線とバスを乗り継いで来ていたのを見ていたので、大変良かったと思う。しっかりと整備をしていただいて、生徒のため役立っていただきたいと思います。

佐竹委員 資料の地図を見ると、活動場所が点在している事が分かる。
牛越緑地運動公園の使用期間は、決められているのか。また、美術館の敷地の一部の使用についても、半永久的なのか期限が決められているのか伺いたい。

今回の用地取得によりグラウンドの整備は必要なことであるが、これにより生徒の運動場として十分に足りるのかどうか伺いたい。

施設整備課長

1点目の牛越緑地運動公園は、仙台市営の都市公園内の運動広場となっているため、学校で独占使用することはできない。計画的に申請を行い時間貸により借用しているものである。休日は都市公園であるため市民の活動が多いので、そのため宮城野高校に活動場所を借用している状況である。

2点目の美術館の敷地一部を活用したテニスコートについては、美術館と宮城一高、主務課である生涯学習課、施設整備課の間で平成30年3月末まで当面使用することとしている。

3点目、仙台地区の1学年7～8学級がある同規模高は8校あるが、平均で3万4千平方メートルであり、今回取得した用地を足しても2万平方メートル弱であり、比較すると、なお少ない状況となっている。

しかし、向山高校が2万平方メートルで、二華高校も2万1千平方メートルという高校もあり、それぞれの高校の特色もあるので、宮一高だけが極端に狭いとは一概には言えないと思われる。今後も、国有地の売却方針の動向を見ながら検討を続けてまいりたい。今回取得した用地はカギ型の地形となっているが、カギ型の右上には、まだ税務大学の校舎があり、税務大学の校舎自体に移転計画がある。国からは移転がいつになるのか示されていないので、随時情報収集しながら、引き続き検討してまいりたい。

佐竹委員

十分な運動場の確保については、向山高校や二華高校についても同様ということであるが、休日は確保が難しい都市公園や美術館の敷地などにも御協力いただき、できるだけ子ども達がスポーツに親しめて、運動のできる環境を整える働きかけを行っていただきたい。次の用地取得がいつになるか不明であるため、連携できる場所は連携していただきたい。

高橋教育長

校舎等の改築自体についても、できるだけ速やかにお願ひする。

(6) 平成29年度全国高等学校総合体育大会(南東北インターハイ)宮城県実行委員会第2回総会の開催結果概要について

(説明者：全国高校総体推進室長)

「平成29年度全国高等学校総合体育大会(南東北インターハイ)宮城県実行委員会第2回総会の開催結果概要について」御説明申し上げる。

資料は、14ページから16ページである。

資料14ページを御覧願ひたい。

来年夏に南東北三県において開催される全国高等学校総合体育大会に向けて、去る6月7日、宮城県実行委員会第2回総会を開催した。

「報告事項」として、本年4月に全国高校総体中央委員会で承認された本大会の競技会場及び競技日程について報告し、「審議事項」として、平成27年度事業報告及び収支決算、また、平成28年度事業計画及び収支予算を提案し、御承認いただいた。

別紙に南東北三県の競技会場及び競技日程を掲載している。総合開会式は、7月28日に、幹事県である山形県の山形県運動公園総合体育館で行う。

宮城県においては、県内10市町、19の会場において、7月28日開催のバレーボール女子、サッカーを皮切りに8月20日までの間に各競技が開催される。

昨年度の準備状況について、県実行委員会では、各専門部会を開催し、大会運営の準備に係る基本方針、要項等を策定した。また、南東北各県、関係市町との連絡会議等を開催し、準備業務の調整を行った。

広報関係については、総合ポスター、チラシなどを作製し、県内の中学校、高等学校や市町・関係団体へ配布している。

資料15ページを御覧願ひたい。

また、高校生活動については、県内の各高校に「学校サポート委員会」を設置、その代表生徒による「高校生活動推進委員会」を組織し、全国高等学校総合文化祭の生徒企画委員会と合同で、イオンモール名取に

において、500日前イベントを実施するなど、PR活動などを行った。

今年度の活動については、引き続き、専門部会において、各業務の運営等に係る事項検討を行い、会場地の市町及び関係団体と連携を図り準備を推進してまいる。

また、高校生活動については、各学校や地域のイベントでのPRを行うとともに、高校生活動推進委員会と連携し、全国高等学校総合文化祭と合同で300日前イベントを開催するなど、本大会をPRしてまいる。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(7) 第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)第2回宮城県実行委員会の開催結果概要について

(8) 第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)開催1年前イベント国際交流コンサートについて

(説明者：全国高校総合文化祭推進室長)

「第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)」における、「第2回宮城県実行委員会の開催結果概要」並びに「開催1年前イベント国際交流コンサート」について、併せて御説明申し上げます。

資料は17ページから19ページである。

はじめに「第2回宮城県実行委員会の開催結果概要について」、御説明申し上げます。

資料17ページを御覧願いたい。

来年本県で開催する「みやぎ総文2017」に向けた諸準備の加速化を図るために昨年6月、実行委員会を設立したが、去る6月9日、第2回宮城県実行委員会を開催した。

当日は、平成27年度の事業報告及び収支決算並びに平成28年度の事業計画及び収支予算について承認いただいた。

決定された主な事業であるが、開催1年前イベントとして7月24日から27日にかけて、大韓民国の大眞(デジン)女子高等学校を招聘する国際交流事業と、来年度の本大会を見据えたプレ総合開会式・プレパレードの二つの事業である。これらの事業を実施する今年度の予算は、約7,200万円程度となっている。

また、実行委員会の中で、「大会イメージソング(曲)」と「大会テーマ(毛筆表現)」の入賞者の高校生への表彰式を行った。

実行委員会の名誉副会長である山田副知事から賞状が授与され、大会マスコットキャラクター「むすび丸」とともに、全員で記念撮影を行った。

次に、資料18ページを御覧願いたい。

「6 高校生の芸術文化活動発表」として、聖ウルスラ学院英智高等学校合唱部の合唱披露が行われ、みやぎ総文2017大会イメージソングである「明日のために」など3曲が演奏され、「みやぎ総文2017」への機運を盛り上げていただいた。

最後に、資料には、実行委員会の今後の主なスケジュールを記載している。

7月30日から始まる「2016ひろしま総文」の視察調査や9月11日に泉中央にあるアリオ仙台泉での300日前PRイベントの開催、11月6日には仙台サンプラザホールでプレ総合開会式、宮城野通でプレパレードを行い、来年の本大会に向け、引き続き積極的な広報活動を行うとともに、運営体制の強化を図ってまいる。

続いて、来年開催される「みやぎ総文2017」に向けて7月下旬に行われる国際交流事業の一環として開催する国際交流コンサートについて、御説明申し上げます。

資料19ページを御覧願いたい。

この国際交流コンサートは「みやぎ総文2017」のちょうど開催1年前にあたることから、1年前イベントとして開催するものである。

コンサートでは、大韓民国より大眞女子高等学校を招へいし、伝統芸能である小鼓舞(ソゴチュム)を披露していただくこととしている。また、吹奏楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、合唱の各部門から推薦された高校生が出演し、総合文化祭の雰囲気味わっていただこうと考えている。

開催日時は7月26日火曜日の午後1時30分から、会場は仙台市民会館大ホールで開催することとし、入場料は無料となっている。一般の方の定員として500名程度を予定している。

なお、6に記載のとおり、大真女子高等学校は、7月24日に来県し、翌25日には南三陸町内において、志津川高校との生徒交流会や歓迎レセプション、防災対策庁舎などの被災地見学、翌26日の国際交流コンサート終了後に知事表敬訪問を行い、その後、30日に行なわれるひろしま総文総合開会式に出演するため、27日に仙台を出発する予定となっている。

「みやぎ総文2017」への理解や関心を深めていただくためにも、多くの県民の皆様に来場していただくことを願っている。

「みやぎ総文2017」における報告2件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

「南東北インターハイ」と「みやぎ総文2017」は、いずれも高校生が様々な形で準備に携わっている。高校生活動委員会として参加する生徒もいれば、活動委員会の様な形で主体的に他校の生徒と連携・相談・議論をして、当日までの進め方を自分たちで考えて行かなければならない。これは、社会に出ても大変役立つ貴重な経験を積める幸せな機会であると思う。高校生なので立ち止まる所もあるかもしれないが、優れた部分はもちろん伸ばして、立ち止まったときに手を貸して相談に乗っていただき、この両大会を成功裏に導いていただきたい。

高 橋 教 育 長
総文祭推進室長

2016ひろしま総文の視察調査に高校生は何名ほど行くのか。
23の各部門の調査を実施するため、生徒・教員併せて100名程度を派遣する予定である。2016ひろしま総文の視察ではなく、各部門への参加としては19部門で359名、引率教員が68名の予定となっている。

佐 竹 委 員
総文祭推進室長

視察調査の最終責任者は県の事務局となるのか。
そのとおりである。

佐 竹 委 員
総文祭推進室長
佐 竹 委 員

総文祭推進室からは何名行くのか。
総文祭推進室からは16名が交替で全員行く予定としている。
部門毎に分かれてバラバラになるので、いろいろなアクシデントもあると思う。無事に行っていくことが前提であり、最終的に責任のある方々が同行していないといけないと思うので、是非、総文祭推進室でも一緒に勉強しながら見守っていただき、視察調査を行い次のステップに進めていただきたい。

総文祭推進室長
佐 竹 委 員

今回の広島大会には高橋教育長にも参加していただく予定としている。
これから気運も高まってくると思うし、宮城県の震災復興を日本全国に発信することができるので、是非、明るく楽しく進めていただきたい。

高 橋 教 育 長

国際交流コンサートは、宮城から出演する各学校・団体は現時点での予定ということ
でよいか。

総文祭推進室長
高 橋 教 育 長

追加出演や団体変更もあるため、現時点での予定である。
できるだけ多くの県民の皆様に見ていただくよう、広報についてもよろしく願います。

12 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (3) 宮城県美術館特別展「ぐりとぐら展」
- (4) 東北歴史博物館特別展「アンコール・ワットへのみち」

13 次回教育委員会の開催日程について

教 育 長 次回の定例会は、平成28年7月14日（木）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後3時13分

平成28年6月14日

署名委員

署名委員